

静岡県立大学入学者選抜実施本部規程

平成 19 年 4 月 1 日 規程第 56 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、静岡県立大学入学者選抜監理規則第 2 条に基づき、静岡県立大学入学者選抜実施本部（以下「実施本部」という。）に関する組織その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 実施本部は、静岡県立大学入学者選抜実施本部員（以下「本部員」という。）をもって組織し、本部員は次の各号に掲げる者を充てる。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科
- (4) 学府長
- (5) 事務局長
- (6) 学生部長
- (7) 学生室長
- (8) その他学長が指名する者

2 前項の場合において、副学長を置くときは、当該副学長を実施本部の本部員とする。

3 第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる者は、所管する学部、研究科又は学府が実施する入学者選抜に限り本部員に就くものとする。

(本部員の任期)

第 3 条 本部員の任期は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任の残任期間とする。

(本部長)

第 4 条 実施本部に本部長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 本部長は、本部事務を総理する。

3 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代理する。

(入学者選抜の実施)

第 5 条 入学者の選抜については、別に定める実施要領により実施する。

(庶務)

第 6 条 実施本部の庶務は、学生部において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が実施本部に諮って決定する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。